

～神崎町人事行政の運営等の状況～

地方公務員法第58条の2及び神崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき神崎町の人事行政の運営等について、次のとおり公表いたします。

- 採用・退職者数について(19年度)

採用者数	退職者数
0	4

- 職員の平均給与月額等について

職種	平成19年4月1日現在				平成20年4月1日現在			
	平均年齢	月額	平均給与(円)		平均年齢	月額	平均給与(円)	
			給料	諸手当			給料	諸手当
一般行政職	44歳3月	425,974	357,836	68,138	44歳2月	404,368	363,168	41,200
技能労務職	42歳10月	291,719	264,341	27,378	42歳9月	272,891	259,440	13,451
公営企業職	46歳3月	417,934	362,216	55,718	47歳4月	422,396	374,630	47,765

- 勤務時間の状況について(平成19年4月1日現在)

	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般職員	8:30	17:30	12:00～13:00
給食センター	8:00	17:00	12:00～13:00

- 職員の分限処分の状況について(19年度)

降任	免職	休職	降給
0	0	0	0

*分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分で、公務能率の維持を目的としています。
休職者は長期療養を必要とする者です。

- 職員の懲戒処分の状況について(19年度)

戒告	減給	停職	免職
0	0	0	0

- 年次休暇の状況について(19年)

平均使用日数	消化率
6.8	16.90%

*一般職員でH19.1.1～12.31の全期間在職者を対象
(退職者及び育児休業者又は休職等の事由のある職員を除く)

- 育児休業及び部分休業の状況について(19年度)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	0	0
女性職員	0	0
計	0	0

- 職員の研修及び勤務成績の評定の状況について(19年度)

香取広域市町村圏事務組合で行っている共同研修や、千葉県自治専門校で行う専門研修等を受講させている。
初級研修1名、中級研修1名、JST研修1名、専門研修3名

- 職員の福祉及び利益の保護の状況について(19年度)

・事業者責任として、職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため年1回定期健康診断を実施している。19年度健康診断受診者47名、人間ドック利用者26名
・職員の福利厚生のため神崎町職員互助会(会員:特別職含む全職員83名及び町社協職員)に対して職員1人あたり5千円を83名分415千円を交付し、職員の福利厚生の充実を図っている。H19年度神崎町互助会決算額は次のとおり。
収入:会員掛金717千円、交付金(社協分含む)450千円、基金繰入金及び繰越金等503千円、合計1,670千円
支出:慶弔等の給付金事業費781千円、人間ドック利用者への助成(対象者26名、上限1万円)・退会者送別会等への助成を行う福利厚生費740千円、事務費10千円の合計1,531千円
差引残金138千円は翌年度へ繰越

- 千葉県公平委員会からの報告事項について(19年度)

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申し立ては、ありませんでした。